

## 失業保険をもらいたい (雇用保険の基本手当等について)

- ・解雇の効力を争っているが、基本手当を受給できないか。

### ◆ 基本のきほん

現行の雇用保険法の前身である失業保険法では、被保険者が、失業した場合、離職の日の以前一年間に通算して6か月以上被保険者であった場合、失業保険金が支給されることになっていました。昭和50年4月1日に失業保険法は廃止され、代わって雇用保険法が施行されましたが、昔の名残でいまだに「失業保険」と呼ばれることが多いようです。現行の雇用保険制度は、失業時の生活保障のみならず、育児休業給付や雇用の安定のための事業をおこなう雇用に関する総合的機能を有する制度になっています。制度の概要は、**労働問題対処ノウハウ集No.32**を参照ください。いわゆる「失業保険金」に相当するのは、雇用保険の失業等給付のうち、基本手当・高年齢求職者給付金、特例一時金・日雇労働求職者給付になります。

### ◆ 基本手当

受給期間中に、**受給要件**を満たした一般被保険者は、一定の失業期間(ハローワークに求職申込をして受給資格決定された日以降の待期間・給付制限期間を経た後の失業期間)に、**所定給付日数**を限度に**基本手当日額**を受給できます。給付制限期間経過後の失業認定日毎(概ね認定日の1週間後)にまとめて支給されます。

#### ◎受給期間

原則として、離職日の翌日から**1年間**です。所定給付日数が多い人は、手続きが遅れると、途中で給付が打ち切られることもありますので、離職したらできるだけ早めにハローワークで求職申込を行いましょ。出産・病気等で30日以上就職できないとき、離職後に開業したとき等に、最長4年間まで受給期間を延長できることがあります。

#### ◎受給要件

下記①～③の条件を全て満たしていることが必要です。

##### ①離職により被保険者でなくなったこと

##### ②失業の状態にあること

「積極的に就職しようとする気持ち」と「いつでも就職できる能力」があり、加えて「積極的に就職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること」が必要です。

##### ③一定の被保険者期間があること

原則として、**離職日前の2年間**に、被保険者期間(賃金支払基礎日数11日以上等の月)が**12か月以上**あること。例外として、**特定受給資格者**と**特定理由離職者**は、**離職日前の1年**間に被保険者期間が**6か月以上**あれば足りません。転職などで複数の事業所に在籍した場合は、受給資格の決定を受けていなければ通算されます。

#### ●特定受給資格者と特定理由離職者

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者のことです。特定理由離職者は、期間の定めのある労働契約について更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者(特定理由離職者Ⅰ)と、その他やむを得ない理由(体力の不足・心身の障害・疾病・負傷等、通勤不可能・困難、その他)により離職した者(特定理由離職者Ⅱ)に分かれます。パンフレット「特定受給資格者及び特定理由離職者の範囲と判断基準」をハローワーク等で入手し参照ください。

#### ◎基本手当日額

賃金日額×給付率が基本手当日額になります。

#### ●賃金日額

離職日の直前の6か月に支払われた賃金総額を180日で割って算出した額です。下限額と年齢に応じて上限額が設定されています。

#### ●給付率

賃金日額に応じて45～80%の給付率が設定されています。賃金日額が低いものほど給付率が高くなるようになっています。

#### ◎所定給付日数

離職理由、年齢、被保険者期間により異なります。

##### ①一般の受給資格者(定年・自己都合等)

離職時年齢	被保険者期間		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

##### ②特定受給資格者および特定理由離職者Ⅰ

離職時年齢	被保険者期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満	90日	120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満	90日	150日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

##### ③就職困難者(障害者等)

離職時年齢	被保険者期間	
	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満	150日	360日

#### ◎待期間

求職申込・受給資格決定の日を含めた7日間です。この期間は基本手当が支給されません。

#### ◎給付制限期間

自己都合退職者に設けられた基本手当が支給されない期間(原則2か月。5年以内に2回を超える場合は3か月。)です。

◎給付制限期間・被保険者期間・所定給付日数の関係

離職理由による、給付制限期間、受給に必要な被保険者期間、所定給付日数の関係は下表のとおりです。

離職理由	給付制限期間	被保険者期間	所定給付日数
特定受給資格者	なし	離職前1年以内に6か月	90日～330日 所定給付日数の②
特定理由離職者Ⅰ	なし	離職前1年以内に6か月	90日～330日 所定給付日数の②
特定理由離職者Ⅱ	なし	離職前1年以内に6か月	90日～150日 所定給付日数の①
定年・契約期間満了	なし	離職前2年以内に12か月	90日～150日 所定給付日数の①
自己都合※	2か月	離職前2年以内に12か月	90日～150日 所定給付日数の①
重責解雇 自己都合3回目	3か月	離職前2年以内に12か月	90日～150日 所定給付日数の①
就職困難者	離職理由による		150日～360日 所定給付日数の③

※自己都合による退職であっても、一定の理由に該当するとハローワークが判断した場合は、特定理由離職者Ⅱとなる場合があります。

◎受給のながれ

離職者は、住居地を所管するハローワークで**求職申込**をした上で**離職票**を提出して、**受給資格の決定**を受けます。7日間の**待期期間満了日以降**に最初の**失業認定**(労働の意思と能力を確認される)を受け、その後原則4週間に1回**失業認定**を受け続けます。**給付制限期間満了の翌日以降**(給付制限期間がない者は待期期間満了の翌日以降)が**基本手当の支給対象**となり、**支給対象期間中の失業認定日毎**(概ね失業認定の1週間後)に**基本手当**が支給されます。**再就職、所定給付日数の終了、受給期間満了**に伴い、支給が**停止**されます。

◆ 高年齢求職者給付金

一定の要件(離職理由にかかわらず、離職の日以前の1年間に賃金支払基礎日数11日以上等の月が6か月以上)を満たす**高年齢被保険者等**が、**65歳**(誕生日の前日)以降に離職した場合、下表の日数分の**基本手当日額**が一時金で支給されます。

被保険者期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金	30日分	50日分

◆ 特例一時金

一定の要件(離職の日以前の1年間に、賃金支払基礎日数11日以上等の月が6か月以上)を満たす**季節労働者等の短期雇用特例被保険者**が失業した場合、**基本手当日額の40日分**が給付制限期間後に支給されます。

▶ ワンポイントチェック

解雇の効力を争っているが、**基本手当を受給できないか。**

解雇の効力を争っている場合、係争中であることを証明するもの(事件係属証明書等)を提出し、バックペイの支払を受けた場合に保険給付を返還することを約束すれば、**仮給付**(雇用保険給付の条件付給付)を受けることができます。

◆ 日雇労働求職者給付金

一定の要件(失業月の直前の2か月間に26日以上印紙保険料を納付)を満たす**日雇労働被保険者**が失業した場合、**普通給付**として、納付した印紙保険料に応じて、第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円が、印紙貼付枚数に応じて**13～17日分**が支給されます。一定の印紙保険料納付実績(6か月間で毎月11日・通算78日以上)があり、一定期間に給付金を受けていない場合は、**60日**を限度とする**特例給付**が支給されます。

◆ 確かめましょう

□ 離職票の請求はしましたか

事業者には、離職後の離職票交付請求に応じる義務まではありません。そのため、離職前に離職票は請求しておきましょう。

□ 離職票の「離職理由」は、どのようになっていますか

離職理由によって給付制限期間に変動があるので、離職理由は正確に記載してもらいましょう。もし離職票記載の離職理由が事実と異なっている場合は、事業主に訂正を求めましょう。

□ 離職票の「賃金額」の記載は正しいですか

離職票に記載された「賃金額」により、基本手当日額が決定されますので、正確に記載されているかどうか確認することが重要です。労働の対償であれば、現物支給や通勤手当も賃金です。

◆ こんな対処法があります！

◎ 離職票を請求していなかった、発行してくれない

離職証明書(離職票のもととなる書類)の事後手続は可能ですので、離職時の事業主に離職票の交付をお願いしてみましょう。応じてもらえないときは事業所を所管するハローワークに相談しましょう。

◎ 離職票の内容が不正確

離職証明書には、手続前に被保険者の記名が必要です。その際に内容の確認を行い、不正確な場合は訂正を求めましょう。事業主が訂正に応じなかった場合には、交付された離職票の「**具体的事情記載**」の欄に事実を(場合によっては証拠を付して詳細に)記載しておきましょう。特定受給資格者や特定理由離職者に該当するときは、その事情も詳しく記載する必要があります。